

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年12月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700264号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700024号

第1 結論

昭和47年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和53年3月まで
私の国民年金加入手続は、父親が行ってくれたと思う。

当時、私の家は農業を営んでいたため、家族全員が国民年金に加入し、保険料は父親が家族全員分を納付していたのに、家族の中で私だけ請求期間の保険料が未納となっている。

請求期間の保険料は父親が納付したはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金加入手続及び請求期間の保険料の納付は、父親が行ってくれたと陳述しているところ、オンライン記録によると、父親は、昭和36年4月の国民年金制度開始から保険料の納付を開始し、60歳到達前月の1か月を除き保険料を納付しているほか、昭和46年1月からは付加保険料も納付しており、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

請求者は、請求期間当時、父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、オンライン記録によると、当時同居していた両親、夫共、請求期間の保険料は納付済みであり、妹についても、請求期間のうち昭和51年*月(20歳到達時)から昭和53年3月までの保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者は、自身の国民年金加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないこと、及び請求者が証言者として挙げた妹も、父親から家族の国民年金に関する話を聞いた覚えがない旨陳述していることから、当時の状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号

は、昭和 53 年 6 月に A 町（現在は、B 市）で払い出されており、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和 53 年 6 月頃に行われたものと推認され、請求者が間違えられたことがあるとする名（C・D）を含めて氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この際、被保険者資格を請求期間の始期である昭和 47 年*月（20 歳到達時）に遡って取得する事務処理が行われたものと推認される。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、現年度保険料として請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和 53 年 6 月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和 47 年*月から昭和 51 年 3 月までの保険料については、その直後から実施された第 3 回特例納付（実施期間は、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）により、特例納付保険料として納付することが可能であり、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、上述のとおり、請求期間当時の状況の詳細が不明であるほか、請求者の国民年金被保険者台帳に特例納付及び過年度納付を行った形跡は見当たらず、B 市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求期間の保険料は未納と記録されていることを踏まえると、父親が請求期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付したと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、請求者は、請求期間当時、同居していた親族がいずれも請求期間の保険料が納付済みであるのに、請求者のみ未納であることに疑念を抱いているところ、i) 両親の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 35 年 11 月に A 町で、夫については、婚姻前の昭和 47 年 4 月に実家がある E 村（現在は、F 市）で払い出されており、請求期間において国民年金未加入であった請求者とは事情が異なること、ii) 妹の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和 51 年*月）と同月に婚家がある E 村で払い出され、以後、保険料が納付されていることから、これら親族の請求期間の保険料が納付済みであることをもって、請求者の請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、父親が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700257号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700170号

第1 結論

昭和44年3月27日から昭和47年10月27日までの請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和48年6月から昭和49年2月1日までの請求期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和49年6月4日から同年10月までの請求期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年3月27日から昭和47年10月27日まで
② 昭和48年6月から昭和49年2月1日まで
③ 昭和49年6月4日から同年10月まで

A社の請求期間①当時の社長と私の母親が遠縁関係にあり、私は、同社で働くために入学した商業高校を昭和44年3月に卒業し、昭和44年3月27日にD地区に向け出発した。私の仕事は配達や店番で、昭和47年10月27日に修業のためE地区に出発するまで勤務していたが、同社における厚生年金保険の記録がない。同社では茶色の年金手帳をもらった記憶があり厚生年金保険に加入していたはずであるので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

また、C社での厚生年金保険の記録は、昭和49年2月1日に資格取得、昭和49年6月4日に資格喪失とされているが、同社では2年近く勤務した記憶である。同社へは、F社退職後の昭和48年6月頃に入社した。昭和49年9月か10月に交通事故に遭ったが、その頃まではC社に勤務していた記憶であるので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社の回答及び同僚の証言により、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間①にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、B社は、昭

和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保管していない上、B社は、請求期間①に社会保険事務を行っていた当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も残っていないため請求期間①に係る保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、事業主及び複数の同僚は、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民年金に加入していた旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求期間①当時、A社で勤務していたとみられる複数の同僚に、当該期間において国民年金の加入記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、商業登記簿謄本によると、C社は既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れない上、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の請求期間②及び③における勤務を推認できるまでの証言は得られない。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、C社は、昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保管していない上、上述のとおり、C社は既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れないため、請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、請求期間②について、オンライン記録によると、請求者と同様に、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 49 年 2 月 1 日）に同社で資格取得している同僚のうち複数の者に、国民年金の加入記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。